

「アーティスト・イン・レジデンス推進事業」募集要項

県では、県内の文化芸術の魅力をより多くの方々に発信するため、アーティスト・イン・レジデンス事業に取り組む団体を支援しています。地域発アートの可能性を大きく広げる、団体からの積極的な提案をお待ちしています。

1 事業名

「アーティスト・イン・レジデンス推進事業」

2 事業概要

(1) 目的

県では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉え、より多くの方々に県内の文化芸術を知って、観ていただけるよう、県内の文化芸術の魅力を広く発信する取組を進めています。

アーティスト・イン・レジデンス事業は、国内外のアーティスト等が、県内の地域に一定期間滞在し、美術をはじめとする文化芸術を発信するもので、文化芸術の振興に加えて、地域の賑わいにもつながることから、こうした事業を推進するため、県が支援しているものです。

特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も、地域において、文化芸術振興の機運をしっかりと引き継げるよう、作品の制作過程を一般の方々へ公開、招聘した芸術家と地域の方々との文化芸術を通じた交流、市町村や文化芸術関係団体等が参加した連絡会議を開催し、本事業で得られた成果や課題を共有すること等を対象団体に義務づけています。

(2) 対象となる団体

県内でアーティスト・イン・レジデンス事業を実施する次の要件を満たす団体。

- ・ 文化芸術の振興を主たる目的として活動を行う団体であること
- ・ 活動拠点を県内に有すること（県内に事務所があるか、又は県内で活動を行っている団体が対象です。）
- ・ 団体規約等を有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立されており、かつ、自ら経理、監査する等会計組織を有すること
- ・ 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札に関して指名停止を受けている者でないこと
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にないこと
- ・ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含まないこと
- ・ 神奈川県暴力団排除条例第 9 条に基づき、代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警本部に対して照会を行うことについて同意できること
- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと
- ・ 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと

- ・ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと
- ・ 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
- * ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。
 - ・ 営利を目的として活動を行っている団体
 - ・ 地方自治体の主導により設立された公益法人等

(3) 負担金の対象となる事業

県内で実施される次のアーティスト・イン・レジデンス事業を対象とします。ただし、宗教的又は政治的な目的を有すると認められる場合は対象外とします。

(対象事業の実施期間)

平成30年7月以降に実施し、平成31年3月31日(日曜)までに終了する事業

(招聘*アーティスト)

国籍、性別、年齢は問わず、対象分野は文化芸術全般とし、美術、工芸、音楽、舞踊、演劇、写真、映像、デザイン等に限定しません。なお、人数の制限はありませんが、負担金の対象は3名までとします。

* 招聘とは、実施する企画のために、外から人を招き呼ぶことです。

(宿泊・制作場所)

各アートプロジェクト等の実施地域内とします。なお、負担金の対象となるアーティストの自宅や別荘、親族、友人等の建物など、宿泊代がかからない場所は、負担金の対象外です。

(滞在期間)

負担金の対象となるアーティストは、実施地域内に連続した1週間以上滞在中とすることが必要です。

(作品の展示・成果の発表)

成果作品の展示や発表は県内で行い、多くの方の鑑賞機会や参加機会を提供するよう努めてください。

(地域交流プログラムの実施)

制作過程を一般公開する「オープンスタジオ」は必須とし、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中、少なくとも2回以上、アーティスト等が作品を説明するトークイベント、レクチャー、ワークショップ等の地域交流プログラムを実施してください。

(4) 対象経費

招聘アーティストに係る旅費・滞在費、滞在制作費、発表、交流プログラムに係る費用を対象とします。

【対象経費一覧】

項目	内訳
旅費	<p><海外居住者の場合></p> <p>招聘するアーティストの居住地最寄りの空港から羽田又は成田空港間の往復航空運賃(エコノミークラス)及び、羽田又は成田空港からアートプロジェクト実施地域までの往復乗車運賃。</p>

	<p><国内居住者の場合> 居住地最寄りの空港から羽田又は成田空港間の往復航空運賃(エコノミークラス)もしくは、最寄りの鉄道駅からアートプロジェクト実施地域までの往復乗車運賃。</p> <p>* 公共交通機関を利用して最も合理的・効率的な区間の実費相当を対象とします。なお、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中1回までの往復を対象経費とし、2回目以降は全額自己負担とします。</p>
制作・発表・交流プログラムに関する経費	制作費(材料費、展示設置費、機材借料、撤収費、楽器等輸送費、スタッフ費、広報費を含む)
	交流活動費(ワークショップやトークイベント等の開催に必要な経費)
滞在費	生活費(アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中の滞在に対し、食費も含めて支給します。なお、滞在期間が短縮した場合、短縮分と認められる経費は支給しません。また、個人的な旅行等での滞在についても、支給しません。)
	宿泊費(宿泊先は神奈川県内とし、1人1泊あたり、横浜市内は10,900円、それ以外の市町村は9,800円を上限とします。)

- * ただし、以下の経費は対象外(全額自己負担)とします。
- ・ 招聘アーティストの同行者に係る経費
 - ・ 渡航書類作成料
 - ・ ビザ取得経費、健康保険及び障害保険加入費等
 - ・ 旅行会社手数料
 - ・ 公共交通機関にかかる特別料金(グリーン料金、ビジネスクラス料金等)
 - ・ 招聘アーティスト個人所有車両の借り上げ
 - ・ 1点10万円(税込)以上の高額物品の購入
 - ・ 電化製品(パソコン、カメラ等)等、転売可能な物品の購入
 - ・ 参加者、協力者への贈答が目的の物品(賞状、景品等)の購入
 - ・ 招聘アーティストの所有が想定される物品の購入
 - ・ 祭等運営費(祭行事、レセプション〔懇親会、祝賀会等〕の運営経費)
 - ・ 団体が当然負担すべき経費(家賃、光熱水費、電話代、サーバー維持管理費、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類等)
 - ・ その他、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間以外に実施した事業に係る経費

3 採択数

3～5事業(予定)

4 負担金の額について

1事業あたり対象経費の1/3(上限50万円)を限度に負担金をお支払します。(概算払を予定しています)

- * 負担金の額は、予算の範囲内で算定しますので、希望額に満たない場合があります。
- * 総事業費から収入金額を減じた額が負担金額に満たない場合は、次に掲げる金額を返還しなければなりません。
- ・ 返還額=県負担金の額 - (支出額-収入(事業収入や協賛金、他の助成金等))

- * 事業終了日(事業期間の末日)から30日以内に実績報告書及び収支決算書等を提出していただき、経費については、計画どおりに実施されているか確認します。やむを得ず、採択後に希望する負担金額や事業内容等を変更する場合は、変更理由等を記載した文書を提出していただきます。この場合には、実績と当初計画を比較し、経費の減額や計画の変更をすることがあります。
- * 虚偽の報告等が認められる場合は、負担金の減額や返金、採択の取消を行うことがあります。

5 審査・選考について

負担金の対象事業は、外部の専門家で構成する審査会で選考します。審査は、団体から提出された事業企画案に基づき、以下の審査項目により、総合的に評価します。

評価基準項目	評価のポイント
事業が地域にもたらす効果	国内外から優れたアーティスト等を招聘し、地域の方々と交流することによる相互作用や、地域に与える効果が期待できること
	事業を通じた地域間交流・国際交流により、その地域の特性を活かした文化芸術を醸成することが期待できること
発展性 計画性	将来にわたる長期的展望を有する等、一過性ではなく、今後の継続が期待できること
	一部の方々を対象とした限定的な取組ではなく、様々な主体を積極的に取り込んでいくための企画であること
次世代育成	アーティスト等に対し、創作に専念するための時間と環境が確保され、事業に参加したことで、情報や人的ネットワークが広がる等、文化芸術にかかるキャリア形成が期待できること
	今後の評価の高まりが期待できる新進アーティストが参加すること
実現性	事業内容や目的が明確で、具体的な裏付けがあるなど、実現可能性の高いこと

6 応募方法

応募を希望する団体等は、次の書類一式(①～③)を郵送または持参により提出してください。

- ① 企画案応募書
- ② 団体の定款や規約(任意様式)
- ③ 団体役員名簿(任意様式)

- * 役員の役職名、氏名、振り仮名、生年月日、性別及び住所を記載してください。
- * 負担金交付決定に際して、暴力団等に該当しないことを確認するため、当該個人情報情報を警察本部へ照会させていただきます。
- * 書類選考となりますので、過去の類似事業実施時のチラシ、プログラム、新聞記事、参加者アンケート集計結果等がありましたら、添付してください。審査の参考とします。

7 応募締切日

平成 30 年 5 月 31 日(木曜) 郵送または持参 *必着

8 応募にあたっての留意事項

- (1) 負担金の交付は、1 団体につき 1 活動(年度中)に限るものとします。
- (2) 県が実施する委託事業、補助事業及び負担金事業等の対象事業は、この事業の対象とすることはできません。
- (3) 総事業費の 1 / 3 を超える金額が、地方公共団体及び地方公共団体が主導して設立した公益法人の委託事業、補助事業及び負担金事業等の対象である事業は、この事業の対象とすることはできません。
- (4) 慈善事業等への寄付を目的として行う取組は、この事業の対象とすることはできません。
- (5) 企業からの協賛金等や民間の支援団体・地方公共団体からの補助金等の交付を受ける事業についても対象となりますが、その場合は必ず収支予算書の収入欄にその見込額を計上してください。ただし、特定の企業名等を活動名に付す取組は対象になりません。
- (6) 企画案応募書は審査資料となりますので、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。なお、内定後に負担金対象事業の内容・収支予算に重要な変更が生じていると認められる場合は、内定の取消や負担金の一部又は全部を減額する場合があります。
- (7) 本事業の遂行にあたっては、関連する法令を遵守してください。
- (8) 選考の結果、採択された団体については、県ホームページにて公表いたします。

9 負担金事業者の義務

- (1) 負担金の交付決定を受けた事業は、実施団体と神奈川県との共催事業とし、神奈川文化プログラムの認証事業とします。ポスター・チラシ等の印刷物やホームページ等を作成する際には、「共催：神奈川県」と示すとともに、特別な事情がない限り神奈川文化プログラム※のロゴマークを掲載してください。神奈川文化プログラムのマークについては、応募結果の通知と共に送付する神奈川文化プログラム認証要領を御参照の上で掲載をお願いします。

・神奈川文化プログラムのマーク



* 県では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年に向けて、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を、「神奈川文化プログラム」として認証しています。

「神奈川文化プログラム」については、次の URL からホームページを御覧ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f537313/>

- (2) 国内外に情報発信するため、団体のウェブサイトのほか、twitter や Facebook 等の SNS を活用し、参加アーティストは、アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中、活動内容等について毎日情報発信を行ってください。
- (3) 県の文化芸術ポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」(<http://magcul.net>)のイベント情報に掲載してください。
- (4) 実施会場の入り口付近に、マグカルのポスターを掲載してください。
- (5) 平成 31 年 2 月～3 月実施予定のアートフェスティバル連絡会議に参加し、事業の成果報告等を行ってください。
- (6) アーティスト・イン・レジデンス事業の実施期間中に、事業の観客や参加者等に向けて、事業内容に係るアンケートを行い、集計結果を実績報告書に添付してください。

* アンケート項目：来場者の属性(性別、年代、居住地(県内・県外)、参加人数)、この催しをどうやって知ったか、満足度(とてもよかった／普通／良くなかった)、ご意見等

10 神奈川県への支援について

- (1) 共催使用名義
- (2) 神奈川文化プログラムへの認証
- (3) 広報支援(県広報紙「県のたより」お知らせ欄への掲載【予定】、県内文化施設へのチラシ等配布)
- (4) 「マグカル・ドット・ネット」(<http://magcul.net>)の特集記事として掲載【予定】

11 制作された作品の著作権等について

本事業で制作された作品の著作権は、すべてアーティスト及び団体に帰属しますが、神奈川県が記録した写真、映像等の著作権及び広報を行う際にそれらを使用する権利は、神奈川県に帰属するものとします。また、県への承認を受けた者は、これらが無償で使用できるものとします。

12 手続きの流れ

- (1) 企画案応募書入手
県ホームページからダウンロード出来ます。
- (2) 企画案応募書の提出
平成 30 年 5 月 31 日(木曜)まで・郵送の場合は必着とします。
- (3) 団体等の選考
平成 30 年 6 月に開催予定の審査会において、3～5 事業(予定)を選考します。
- (4) 選考結果の通知
平成 30 年 6 月に選考結果を文書により通知します。
- (5) 実施協議書の締結
平成 30 年 6 月(予定)
- (6) 事業開催
平成 30 年 7 月以降に実施し、平成 31 年 3 月 31 日(日曜)までに終了
- (7) 実績報告書の提出
事業の終了後 30 日以内に提出してください。

13 企画案応募書等の提出、問合せ

〒231-8588（所在地の記載をしなくても届きます。）

神奈川県国際文化観光局文化課マグカル推進グループ

電話：(045)-210-3806（直通）、ファクシミリ：(045)-210-8840

E-mail：magcul@pref.kanagawa.jp

【参考】

平成 29 年度実績（2 団体）

支 援 団 体	特定非営利活動法人 Offsite Dance Project
事 業 名	本牧アートプロジェクト 2017「本牧 AIR」
分 野	美術
会 場	HONMOKU AREA-2（旧マイカル本牧の映画館跡）
招聘アーティスト	国内アーティスト 1 名
企画・地域交流プログラム等	針金のハンガーを活用してアート作品を制作するアートプロジェクトを実施した。レジデンス期間中は、本牧エリア一体で撮影ロケを行い、広く参加者を募った野外合同ロケやワークショップを開催した。
U R L	http://magcul.net/topics/97373

支 援 団 体	一般社団法人 横浜若葉町計画
事 業 名	若葉町ウオーフ アーティスト・イン・レジデンス企画
分 野	演劇
会 場	若葉町ウオーフ
招聘アーティスト	海外アーティスト 1 名（イギリス）
企画・地域交流プログラム等	「地域とアート」をテーマにしたワークショップや、アーティストのこれまでの作品を上映し、トークセッションやレクチャーを行うことで、広く県民の方に文化芸術の関心を持っていただくとともに、作品への理解促進を図った。
U R L	http://magcul.net/topics/97334

平成 28 年度実績（3 団体）

支 援 団 体	藤沢今昔まちなかアート実行委員会
事 業 名	藤沢今昔・まちなかアートめぐり 2016 “Art of Latvia in 藤沢宿”
分 野	美術
会 場	旧稲元屋、関次商店、旧鎌田商店、旧石曾根商店、有田屋ほか
招聘アーティスト	海外アーティスト3名(ラトビア共和国)
企画・地域交流プログラム等	旧東海道・藤沢宿地区周辺の貴重な歴史的建造物、邸園などで現在進行形アートの展示、公演などを行った。
U R L	http://magcul.net/topics/97652

支 援 団 体	特定非営利活動法人ルートカルチャー
事 業 名	舞台作品《Piece with gaps for each other》制作のためのアーティスト・イン・レジデンス事業
分 野	舞踏
会 場	東慶寺
招聘アーティスト	海外アーティスト2名（メキシコ、アメリカ）
企画・地域交流プログラム等	<p>国際的に活躍する芸術家を海外から招聘し、地域の芸術家と共に舞台作品を制作した。</p> <p>(1)オープンリハーサル 招聘アーティスト及び地元アーティストを交えた公演会場における坐禅会を実施した。</p> <p>(2)オープンスタジオ・ミニパフォーマンス</p> <p>(3)オープンリハーサル</p> <p>(4)本公演 滞在制作の成果発表となる最終公演</p>
U R L	http://magcul.net/topics/97667

支 援 団 体	逗子海岸映画祭実行委員会
事 業 名	第7回 逗子海岸映画祭
分 野	映像・その他
会 場	逗子海岸
招聘アーティスト	海外アーティスト3名（インドネシア）
企画・地域交流プログラム等	逗子海岸に特設会場を設営し、映画を切り口としつつ日毎にテーマを変えた空間演出、音楽、ダンス、インスタレーション、食、スポーツを含めた五感を通じた文化体験ができる事業。
U R L	http://magcul.net/topics/97548

平成 27 年度実績（1 団体）

支 援 団 体	すどう美術館
事 業 名	第 3 回 西湘地区アーティスト・イン・レジデンス
分 野	美術
会 場	すどう美術館、小田原市尊徳記念館等
招聘アーティスト	海外アーティスト 5 名（アメリカ・ドイツ・スペイン・スイス・スウェーデン）、国内アーティスト 6 名
企画・地域交流プログラム等	<p>(1)制作公開 国内外アーティストが制作している現場を公開し、多くの来館者が自由に見学しました。</p> <p>(2)コンサート 震災支援のため東北で活動していた演奏家達を招き、日本の曲をメインにコンサートを行いました。海外アーティストに日本文化を体験して頂くだけでなく、参加者との交流を図りました。</p> <p>(3)ワークショップ 国内外のアーティストが持参した各国の包装紙や雑誌のほか、地元小田原の寄木の端材等でコラージュ作品を作り上げました。</p> <p>(4)アーティスト・トーク 自らの作品解説や作品への思い等をお話して頂き、来館者からの質問を受ける等、アートを通して交流を図りました。</p>